

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第六章 労働基準法の施行状況

## 第四節 労働基準法施行規則等の改正

労働基準法施行後約二年たった四九年一月に、労働基準法施行規則その他の省令が改正された。すなわち、九月一二日に、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」、「技能者養成規程の一部を改正する省令」、「事業場附属寄宿舍規程の一部を改正する省令」、「女子年少者労働基準規則の一部を改正する省令」、九月九日には、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」のそれぞれ労働省案が発表され、中央労働基準審議会の審議および東京、大阪における公聴会を経て、多少の修正の後、十一月一六日には右の五つの省令および「技能者養成指導員資格検定規則」が公布施行されたのである。

改正の理由については、労働省は要旨次の如き発表をしている。

労働基準法実施二カ年の経験に鑑み、今後更に労働基準法に基く監督の能率的な実施を計る必要が痛感せられ、特に今回の行政整理に伴ない不急不要の机上事務を徹底的に整理して国民に対し徒らに煩雑な手続を強いることを避けるとともに、監督行政本来の目的である工場事業場の監督に重点を指向することとなったので、この機会に兼ねて各方面から要望せられて居た届出報告等の手続の簡素化を中心とし併せて従来運用上支障のあつた若干の規定を修正することとした。

すなわち「手続の簡素化」と「運用上支障のある若干の規定の修正」の二点が改正の主たる理由であった。第一点については特に四九年における行政整理の下でいわゆる机上事務が監督行政の重荷になった事情と、他方で、手続簡素化についての使用者側の要望とが改正の契機になっており、第二点については、「実情にそわない規定」はかえって監督を困難にし、監督署と使用者間の、あるいは労資間の摩擦を大きくするという見地に立ったものである。

労働省の改正案に対して、使用者側はもちろん賛成であり、むしろ改正が不徹底であると主張したほどであるが、労働者側は、労働組合法、労働関係調整法の改正と同じく労働者に対する攻撃であると強く反対した。特に、手続の簡素化が監督の強化になるという労働省の意見に対しては、全く逆の見解をとり、「事務簡素化のために届出を大巾に削除することは、監督官の定員減により事業場の監督が困難となっている上に総括的把握を困難ならしめる。届出の大巾削除は、資本家側には好都合だが、労働者には不利であるから反対である」と主張した。又「実情にそわない規定を改正するというのは、労働条件の後退を意味する」と指摘している。

改正についての重要点は次の如くである。

(1)許可、届出等の廃止。常時一〇人未満の労働者を使用する使用者が、一週四八時間制(労働基準法第三二条第一項)の例外として四週間平均一週四八時間制(同上第二項)を採用した場合の届出制の廃止(施行規則第一二条の改正)。異式の賃金台帳を使用する場合の許可制の廃止(施行規則第五五条但書の削除)等。

(2)報告の廃止。施行規則第五七条、第五八条に定める報告の義務のうち、金品の返還に関する争の報告その他の随時報告および帰郷旅費に関する報告その他の定期報告の大巾な廃止等。

(3)非常時払の範囲を拡大して、労働者の収入によって生計を維持する者の事故にも適用するようにした(施行規則第九条の改正)。

(4)施行規則第一〇条(休業手当)の削除と第三八条(休業補償)の改正によって、使用者の責に帰すべき休業及び業務上の負傷疾病による療養のための休業の場合の労働者の収入が低下するようになった。

(5)安全衛生規則第一一条の改正により、従来は事業の種類を問わず常時五〇人以上の労働者を使用する事業場は衛生管理者を選任しなければならなかったのを、非工業的企業(基準法第八条第六号乃至第一七号の事業)については百人以上の事業に限るようにした。

(6)時間外および休日労働の協定(基準法第三六条)の期間は三カ月を超えてはならない、という施行規則第一六条第二項を削除しようとした労働省の改正案は、これでは八時間労働制が有名無実になるという労働者側の反対にあつて、現行規則通りとされた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---